ポインセチア

ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051
広島市中区大手町3丁目7−2
TEL. 082（544）6311
FAX. 082（544）6312

12月（師走）DECEMBER

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

12月の税務と労務

国　税／給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時

国　税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日

国　税／11月分源泉所得税の納付
12月10日

国　税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　1月4日

国　税／4月決算法人の中間申告
1月4日

国　税／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　1月4日

地方税／固定資産税・都市計画税（第3期分）の納付
市町村の条例で定める日

労　務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント　医療費控除の添付書類

医療費控除の添付書類について、令和2年分確定申告から医療費等の領収書の提示・提出は終了し、医療費控除の明細書又は医療保険者等の医療費通知書のみとなります。なお、医療費控除の明細書の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年間は、税務署から領収書の提示等を求められる場合があります。

今こそ考えたい～

資金繰り重視の経営

新型コロナウイルスの影響は企業経営に大きな打撃を与えています。

経営者の方は、今後の事業運営に対し、売上減少の原因追及や状況分析を行い対策を考えています。いわば収益構造の再構築ですが、これには時間を要しますし、完成した後も実際に収益が上がるまでにさらに時間がかかります。

今回のような長期間、売上が下がる状況下では、まずやらなくてはいけないことと、V字曲線を描けるような収益構造の再構築とを分けて考える必要があります。つまり、資金繰りをチェックし、事業再構築は、その後の課題です。

今回は、資金繰り対策の考え方を順を追って見ていきます。

手元資金の確保（その1）
～資金繰りのつけ方

資金繰りでは、売上が何％落ちたら、翌月、三ヵ月後、半年後、一年後に現金残高はどうなるのだろうかとシミュレートしてみます。更に、最悪のシナリオではどうなるのかも見ておくことになります。

この資金繰りをシミュレートすることが、落ち着いた行動がとれることに繋がります。

各社により事情はさまざまでしょうが、仕入原価の引き下げの交渉、経費の削減…、さらには国民年金の免除の申請にまで及びます。

経営コンサルト・A氏は「実は資金不足の何が怖いかというと、社長が冷静な判断ができなくなってしまう。例えば、親戚、友人、知人にお金を借りまくる、果ては街金にまで手を出すこと」。さらに「売上が下がって手元資金が少なくなってきたら、商品の現金化、不要な資産の売却など、手元資金をしっかりさせ慎重に経営することだ」と話します。

手元資金の確保（その2）
～金融機関との折衝

今年二月以降、大企業、中小企業を問わず資金確保のため多くの企業は金融機関に対し、借入れ申込みを行いました。

金融機関では、これらの申込みの中には「融資を実行するか、否かの判断に迷う案件」が多かったと言います。これは申込者の〝事業性評価〟に対する判断からくるもので、企業は事業の運転資金の申込みであると主張するのに対し、金融機関は長期運転資金になるのではないか等、評価に食い違いが生じるためです。

経営運転資金（正常運転資金）と赤字補填資金とか、滞り債務資金（長期運転資金）では意味が大きく異なります。

これについては、後述のA小売店と金融機関の折衝を見ていただくと理解し易くなります。

いずれにせよ、経営運転資金は収益弁済である一方、赤字補填資金は資金繰り弁済になります。

「資金繰り弁済」は、減価償却費＋経常利益の金額より元金返済金額のほうが多いので更なる資金不足が生じてきます。よってその不足分を会社はまた借入で賄うことになってくる可能性が出てきます。

手元資金の確保（その3）
～更なる金融機関との折衝

「資金繰りがようやく落ち着いてきた。そして今後の収益構造について事業計画を考え、実行に移そうとしているが、それには更に資金面の安定を図りたい」。このような場合の対処について、事例を見ながら話を進めることにします。

表2はA小売店の現状、表3は同店の金融機関折衝後の財務状態を表したものです。

A小売店は、現状はなんとか黒字を維持。また借入金についてはすべて長期借入（証書借入）です。つまり、金融機関からみると証書貸付です（表1の注1）。

さて、A小売店は年間六〇〇

表1　運転資金の区分

資金の種類	特　性	特性に合わせた融資制度	融資方法	返済財源
運転資金（経常運転資金）	・仕入資金の決済が売上代金の回収日より先に到来するため、常に発生する ・売上が伸びれば、増加運転資金が必要となる	短期融資であるが機動的に借入返済を行う融資	手形貸付、当座借越契約等を活用した短期継続融資制度（通称：短期コロガシ）	短期継続支援を受けることが出来れば、税引前利益（経常運転資金から元金の返済がない）注3
長期運転資金（赤字補填資金）	売上が事業計画に未達の場合に発生する	税務上の繰越欠損金の期間内で、経営改善により黒字化し赤字解消	証書貸付　注1	税引前利益（元金の返済がある）

万円返済の約定で、当期利益二五〇万円プラス減価償却費二五〇万円、合計五〇〇万円（A小売店返済可能金額）を超えます。結果、常にキャッシュフロー上、現金不足が生じ易い。しかも、現預金不足が生じると借り換え支援として一〇〇万円の申込みを行う（表2の注2）ことになります。

そこで、A小売店は金融機関に対して、将来的に安定した収益力を持続できる旨を説明。

金融機関は、A小売店の要請に応じて経常運転資金一、〇〇〇万円（月商五〇〇万円×二ヵ月分）を短期継続融資（表1の注3、利息は付きますが元金の返済は無し）と長期借入金二、〇〇〇万円に区分し、借り換え支援を行いました。

この後のA小売店の状況ですが、当期利益二五〇万円プラス減価償却費二五〇万円、合計五〇〇万円と変わらないものの、返済額は四〇〇万円でキャッシュフロー上、現金一〇〇万円が増加して資金繰りが安定しました。

表2　A小売店の現状　B/S　（単位：千円）

〔流動資産〕		〔流動負債〕	
現預金	2,000		
		〔固定負債〕	
		長期借入金	30,000
		（年間返済額：6,000）	
売上高	60,000		
減価償却費	2,500		
当期利益	2,500		注2
		借り換え支援：	1,000
簡易キャッシュフロー	5,000	長期借入金：	30,000
1年間返済金	-6,000		
預金減少額	-1,000		

表3　A小売店の借り換え支援後　B/S　（単位：千円）

〔流動資産〕		〔流動負債〕	
現預金	3,000	短期継続資金	10,000
		〔固定負債〕	
		長期借入金	20,000
		（年間返済額：4,000）	
P/L			
売上高	60,000	経常運転資金	
減価償却費	2,500	月商2ヵ月：	10,000
当期利益	2,500		
		借り換え支援：	0
簡易キャッシュフロー	5,000	短期継続資金：	10,000
1年間返済金	-4,000	長期借入金：	20,000
預金増加額	1,000		

▼補足

ここで「信用保証付長期融資」を「短期継続融資」へ切り換えることの重要性について説明しておきます。

表3のように、不良化流動資産を切り分けた後の経常運転資金は、資金価値のある流動資産で裏付けされており、金融機関から見れば安全な融資であることから本来、担保も保証も必要がないと言えます。

しかしながら、融資の現場で行われていることは、経常運転資金にまで長期運転資金として、信用保証協会付きの長期貸出になっている場合が多いです。

この状況を言い換えると、過剰な約定弁済で事業会社の資金繰りが圧迫されていると指摘できます。

中小企業経営者の皆様が、自信をもって金融機関との折衝に臨まれることを期待します。

令和二年分年末調整のポイント

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の税額について、納めなければならない税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

◎令和二年分の主な留意点

1　基礎控除の見直し

基礎控除額（三八万円）について、合計所得金額が「二、四〇〇万円以下」の控除額が四八万円に一〇万円引き上げられた一方、「二、四〇〇万円超二、四五〇万円以下」は三二万円、「二、四五〇万円超二、五〇〇万円以下」は一六万円と段階的に減額され、二、五〇〇万円を超えると基礎控除の適用を受けることができなくなりました。

2　子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が八五〇万円を超える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢二三歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額（その給与の収入金額が一、〇〇〇万円超の場合は、一、〇〇〇万円）から八五〇万円を控除した金額の一〇％相当の金額を給与所得金額から控除します。

3　給与所得控除

給与所得控除が表1のとおり見直され、給与収入が八五〇万円を超えると一九五万円が上限となります。

4　各種控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者、勤労学生等の合計所得金額要件が各一〇万円引き上げられました（表2参照）。

5　ひとり親控除の創設等

(1)　未婚の場合も適用

現に婚姻をしていない者のうち次に掲げる要件を全て満たすものである場合には、三五万円の所得控除ができます。

①　その者と生計を一にする子（総所得金額等合計額が四八万円以下の者）を有すること

②　合計所得金額が五〇〇万円以下であること

③　住民票の続柄の記載が次のいずれかであること

・その者が世帯主である場合には、同一世帯に世帯主との続柄として妻（未届）又は夫（未届）の記載のある者がいないこと

・その者が世帯主でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として妻（未届）又は夫（未届）の記載がされていないこと

(2)　寡婦（寡夫）控除の見直し

①　従来の寡婦控除の特例が廃止され、合計所得金額が五〇〇万円以下であることが要件となりました。

②　生計を一にする子を有する寡婦（寡夫）控除がひとり親控除になり、男女共三五万円になりました。

6　手続きの電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等については、電磁的方法による提供が可能となりました。

表1

給与の収入金額（A）	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超　180万円以下	(A)×40%－10万円
180万円超　360万円以下	(A)×30%＋8万円
360万円超　660万円以下	(A)×20%＋44万円
660万円超　850万円以下	(A)×10%＋110万円
850万円超	195万円

表2

扶養親族等の区分	合計所得金額要件
同一生計配偶者	48 万円以下
扶養親族	48 万円以下
源泉控除対象配偶者	95 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者※	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下

※　配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ 10 万円引き上げられています。

所得控除額一覧表（抜粋）

【社会保険料控除額】
支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額

【小規模企業共済等掛金控除額】
（独）中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金（旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象）、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額

【生命保険料控除額】

保険等の種類	旧契約	新契約	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円 ※2
個人年金保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円 ※2
介護医療保険料	—	最高 4 万円	—
合計適用限度額	最高 12 万円		

※1　旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等をいいます。
※2　一般の生命保険料及び個人年金保険料の控除額の計算において、新契約と旧契約の両方を支払っている場合でも、旧契約分のみ計算した場合の控除額（最高 5 万円）が、両方がある場合の控除額（最高 4 万円）よりも大きい場合には、旧契約分のみ適用を受けることにより、最高 5 万円の生命保険料控除を受けることができます（この場合であっても、合計適用限度額は最高 12 万円です）。

【地震保険料控除額】

（地震保険料の額（最高 50,000 円））＋（旧長期損害保険契約の支払保険料
① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額
② 10,000 円を超える場合
……支払保険料× 1/2 ＋ 5,000 円
（最高 15,000 円））

※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額（最高 50,000 円）

障害者控除額	障害者 1 人につき……270,000 円 特別障害者 1 人につき……400,000 円（同居特別障害者の場合 750,000 円）
寡婦控除額	270,000 円（いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額 500 万円以下の者。夫と死別の場合は扶養親族要件なし、夫と離婚の場合は扶養親族要件あり）
ひとり親控除額	350,000 円
勤労学生控除額	270,000 円

配偶者控除額	一般の控除対象配偶者		最高 380,000 円
	老人控除対象配偶者		最高 480,000 円
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下		最高 380,000 円
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000 円
		23 歳以上 70 歳未満	
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
		同居老親等	580,000 円
基礎控除額	最高 480,000 円		

※　控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び養護老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 48 万円以下の者（青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く）。
※　特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成 10 年 1 月 2 日から平成 14 年 1 月 1 日までの間に生まれた者（年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）。
※　老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 26 年 1 月 1 日以前生まれ（年齢 70 歳以上）の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。
※　同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。
※　同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。

◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

雇用保険の基本手当Q&A（制度改正案内を含む）

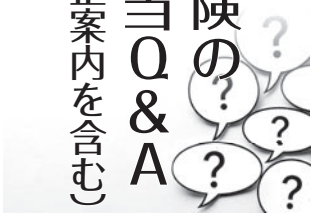

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、一日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。

「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢被保険者（六十五歳以上であって短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者）に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者（季節的業務に期間を定めて雇用されている者等）に対する「特例一時金」などがあります。

今回は基本手当（いわゆる失業手当）を中心に、Q&A形式でその内容や手続きを説明します。

Q1 基本手当は会社を退職すると誰でも受けられるものでしょうか？

A1 退職すれば必ず受けられるものではなく、一定の要件を満たした場合にのみ受給することができます。

Q2 受給要件はどのようなものでしょうか？

A2 基本手当は、一定の被保険者期間や失業の状態にあることが受給のための要件とされます。

㈠ 被保険者期間

原則として、離職前二年間に被保険者期間㊟が一二か月以上必要です。

ただし、倒産・解雇等の理由により離職した場合や、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した場合は、離職前一年間に被保険者期間が通算して六か月以上必要です。

㊟ **被保険者期間の算定方法**

被保険者期間とは、離職日から遡って一か月ごとに区切った期間に、賃金支払いの基礎となる日数が十一日以上ある月、または賃金支払の基礎となった労働時間数が八〇時間以上ある月※を一か月として計算します。

※ 令和二年八月一日より追加された算定方法です。

なお、離職前二年間（倒産・解雇等の場合は一年間）に疾病、負傷、出産、育児などの理由により引き続き三〇日以上賃金の支払を受けることができなかった場合は、これらの理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を加えた期間（加算後の期間が四年間を超えるときは四年間が最長）により受給に必要な被保険者期間があるか判断します。

㈡ 失業の状態

基本手当は、雇用の予約や就職が内定及び決定していない失業の状態にある方にのみ支給されます。失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合をいいます。

- 積極的に就職しようとする意思があること。
- いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。
- 積極的に仕事を探していることにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

このため、妊娠、出産、育児や病気、ケガですぐに就職できない（この場合は、受給期間の延長制度㊟があります）、就職するつもりがない、家事に専念、学業に専念、会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合は、住居所を管轄するハローワークでご確認ください）、自営業の方などは、受給することができません。

㊟ **受給期間の延長**

基本手当を受けることができる期間は、離職日の翌日から一年間に限られており、これを受給期間といいます。

離職日の翌日から一年以内に三〇日以上継続して職業に就くことができない場合は、受給期間の延長申請を行うことで、本来の受給期間一年に働けない日数を加えることができ、職業に就くことができる状態になった後に、受給手続ができます。

Q3 受給するにはどのようなことをする必要がありますか？

A3 受給手続をした日から、原則として四週間に一回の失業認定日（ハローワークに指定された日）に住居所を管轄するハローワークに行き、失業していることの認定を受けて支給されます。

なお、基本手当を受けるために必要な書類（離職票といい、退職後に会社を経由して交付されます）をハローワークに提出してから七日間は待期期間とされ、この期間は支給されません。また、正当な理由のない自己都合による離職等により給付制限を受ける場合、給付制限期間が経過した後の認定日から支給となります。

なお、従来の給付制限期間は「三か月」とされていましたが、令和二年十月一日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、五年間のうち二回までは給付制限期間が「二か月」となります。

ただし、直近の離職日から遡った五年間に、令和二年十月一日以降の自己都合退職が二回以上あるときは、従来どおり三か月の給付制限期間です。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由で退職された方の給付制限期間については、従来どおり三か月とされています。

Q4 基本手当は何日分受給できるのでしょうか？。

A4 基本手当の所定給付日数は、雇用保険の被保険者であった期間、年齢、離職理由、就職困難者であるか否かによって決定します。

自己都合退職者の場合、被保険者であった期間（賃金支払基礎日数一一日以上等の要件はありません。）で決定し、九〇日から一五〇日の範囲とされています。

倒産や解雇等の理由により離職した方（特定受給資格者）または期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職した方（一部の「特定理由離職者」に該当する方）については、所定給付日数が手厚くなる場合があり、年齢と被保険者であった期間により九〇日から三三〇日の範囲で決定されます。

障害者等の就職が困難な方も所定給付日数が手厚く設定され、年齢と被保険者であった期間により一五〇日から三六〇日の範囲で決定されます。

Q5 基本手当は、一か月でどの程度受給できるのですか？

A5 正確な金額は住居所を管轄するハローワークに提出した離職票に基づき計算されますが、給与の総支給額により概ね以下のとおりです（厚生労働省ＨＰより）。

・平均して月額一五万円程度の場合、支給額は月額一一万円程度

・平均して月額三〇万円程度の場合、支給額は月額一六・五万円程度（離職時の年齢が六〇歳以上六五歳未満の方は月額一三・五万円程度）

※ おおよその計算式は、（離職前六か月の給与支給額の合計／一八〇）×給付率です。給付率は、離職時の年齢、賃金により、四五％～八〇％になります。

※ 給付額には、上限・下限があります。

Q6 失業の認定日からどのくらいで、基本手当は口座に入金されますか？

A6 失業の認定日の約七日後に、受給手続時に指定した口座に振り込まれます。

Q7 失業中は求職活動をしなければなりませんか？

A7 原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日まで（二八日間）に二回以上の求職活動が必要です。

求職活動の実績に該当するものとして、求人への応募、ハローワーク等が行う職業相談・職業紹介等、許可・届出がある民間機関が行う職業相談・職業紹介等、公的機関等が行う各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講などがあります。

単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、ハローワーク・新聞・インターネット等での求人情報閲覧等だけでは、求職活動実績には該当しません。

天気予報の精度

天気というのは、すなわち大気の状態のことですから、これを物理的に解析し、「解」を求めることをします。

「数値シュミレーション」と言う計算をしますが、計算が膨大になるのでスーパーコンピュータが用いられます。

天気予報の難しさは、初期値のわずかな誤差が最終的に大きなズレとなってしまう“バタフライ効果”という特性を持っていることです。スーパーコンピュータをもってしても、2週間以上先の天気を正確に予報することはほぼ不可能ということです。

現在のところスーパーコンピュータによる数値予報の的中率は70％と言われています。ただし、発表する天気予報は、その地域の気象特性を知る各気象台の予報官が数値予報を補正します。これらから天気予報の的中率はこの10年間を見ても上がってきていることがわかります（図参照）。

東京地方の予報精度（夕方発表の明日予報）

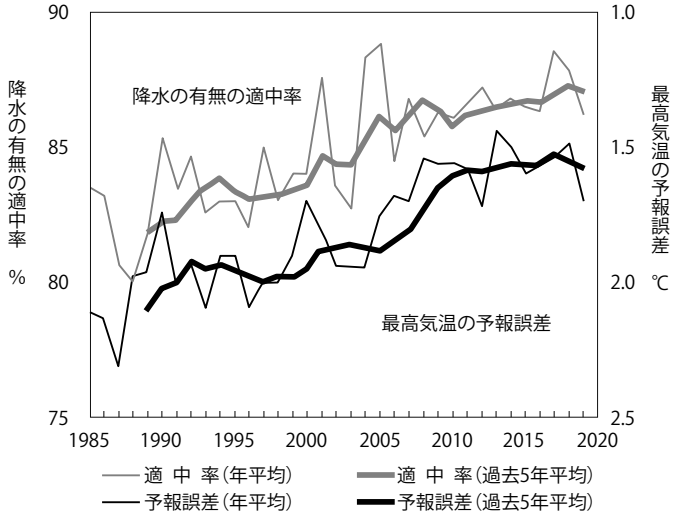

「トラベル」と「トラブル」

今年七月二十二日から始まった「GOTOトラベル」に関しては、新型コロナ感染症が収束していない中でもあり、「この施策は、トラブルを起こすだけだ〝GOTOトラブル〟ではないか」などの意見もありました。

ところで、「トラベル」と「トラブル」は、何か同じ響きがあります。

トラベル（TRAVEL）の語源は「仕事、苦しいこと」等の意味を持つそうです。

現在はトラベル（旅行）と言えば楽しいイメージですが、昔は旅というものには大変な苦労がついて回ったのでしょう。

今でもトラベルは、ある程度の距離がある旅行に対し使われます。旅行には苦労もあると考えてよさそうです。

とは言え、「GOTOトラベル」が景気回復の一助となることに期待したいところです。

ベーシックインカム（BI）

新型コロナウイルスの感染流行にともなう経済活動の停滞で、世界的にベーシックインカム（BI）がさらに注目を集めています。日本でも4月20日、特別定額給付金として10万円の現金給付が実施されたことをきっかけとして、にわかにBIの期待が高まりました。

10万円の現金給付は、極めて限られたものであるとしても、日本におけるBI導入の「実験」といってよいかも知れません。

BIとは、すべての人に個人単位で、資力調査や労働要件を課さずに無条件で給付されるお金のことです。

1960年代から70年代にかけて、一時的に保証所得（BIの広義の意味）が広く議論されましたが、BIの取り組みが政策課題としてマスコミをにぎわしてきたのはこの10年間です。

人工知能の技術革新による雇用の縮小といった議論等の最中にBIを考える機会が今後、増えることが予想されます。